

災害時における動物救護活動に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会（以下「乙」という。）とは、千葉市内での災害発生時において、被災地における動物救護活動を実施し、被災動物やその飼育者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市地域防災計画に基づき、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 動物救護活動の対象となる動物（以下「対象動物」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）飼い主が不明な犬及び猫
- （2）飼い主が避難生活していることにより飼育の支援が必要な犬及び猫
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲乙協議の上定める動物

（相互協力の内容）

第3条 相互協力の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）負傷した対象動物に応急手当を実施すること
- （2）被災した対象動物の保護及び管理をすること
- （3）被災した対象動物に関する情報を甲に提供すること
- （4）施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること

（協力要請等の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書（第1号様式）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により協力要請を行い、後日、文書をもって通知するものとする。

- （1）動物救護活動の内容
 - （2）動物救護活動を行う場所
 - （3）動物救護活動を行う日時
 - （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害の状況等により動物救護活動を実施する必要があると認めるときは、甲の要請を待たずに自己の判断により動物救護活動を実施することができる。この場合において、乙は速やかに甲に通知するものとする。

（動物救護活動の履行）

第5条 乙は、前条第1項の要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な動物救護活動を実施するものとする。

- 2 甲及び乙は動物救護活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(施設等の提供)

第6条 甲は、乙が動物救護活動を実施するために必要となる用地、施設、設備等を可能な限り提供するものとする。

(必要物資等の備蓄等)

第7条 甲及び乙は、動物救護活動に必要な物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

(協力要請の解除)

第8条 乙は、動物救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲に対して協力要請の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申入れがあった場合は、乙と協議の上、協力要請を解除することができるものとする。

(動物救護活動の終了)

第9条 甲及び乙は、災害が終息し動物救護活動を継続する必要性がないと認められる場合は、協議の上、甲は協力要請を解除し、乙は動物救護活動を終了するものとする。

(活動報告)

第10条 乙は、第4条の規定に基づく動物救護活動を実施したときは、活動内容等を記載した活動報告書(第2号様式)を甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第11条 乙は、原則として甲に動物救護活動に要する経費負担を求めないものとする。

2 甲及び乙は、本協定に基づき乙が実施した動物救護活動に必要な医薬品、機材、飼料、物品等に要した経費については、義援金、寄付金等の活用、並びに企業、団体及び個人からの寄付物品を用いる等により、その負担を最小限にするよう努めるものとする。

3 乙は、動物救護活動後、救護対象動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

(動物救護活動に係る災害等の補償)

第12条 甲は、原則として第4条の規定に基づく動物救護活動により乙に生じた損害を補てんしないものとする。

(連絡体制)

第13条 この協定の運用に関する連絡調整は、甲にあつては生活衛生課長を、乙にあつては千葉市地域獣医師会代表を通して行うものとする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(協議)

第14条 この協定に関し、疑義が生じた事項又は定めのない事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(今後の検討事項)

第15条 甲は、第12条の損害を補てんすることを検討するよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この協定に定めるもののほか、動物救護活動の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第17条 この協定の期間は平成27年3月27日から平成28年3月27日までとする。

ただし、協定の期間が満了する日の3か月前までに甲又は乙が相手方に対し何らかの申出をしないときは、協定更新の手続を経ることなく、この協定の期間は更に1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了するときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月27日